

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第12号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第3項本文中、「従事する職員」の右に「及び職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である職員」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)